

伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 3 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 28 号

伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第 1 条 伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年伊勢崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、

「

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項であって規則で定めるもの

を

」

「

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項であって規則で定めるもの

に

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの（以下「住登外者宛名情報」という。）

」

改め、同表 2 の項中

「

国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

を

」

「

国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
住登外者宛名情報

に

」

改め、同表に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報
------	---	----------

（伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和6年伊勢崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表1の項を改め、同表に次のように加える改正規定中

「

3 市長	伊勢崎市災害見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報
------	--------------------------------	------------------

を

」
「

4 市長	伊勢崎市災害見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報
		住登外者宛名情報

に

」

改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条中別表 1 の項の改正規定（「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 3 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 9 号

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢崎市印鑑条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同

じ。) がされている氏名の片仮名表記（以下「氏名の片仮名表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第 6 条第 1 項第 3 号中「(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)) をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))」及び「(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第 11 条第 2 号中「印鑑登録者の」を「印鑑登録者が」に、「通称」を「通称又は氏名の片仮名表記」に、「の変更により、登録を受けている印鑑が第 5 条第 1 号に該当した」を「を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。))」に改める。

第 14 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 3 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 30 号

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに

応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢崎市放課後児童健全育成事業に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 3 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 3 1 号

伊勢崎市放課後児童健全育成事業に関する条例を廃止する条例

伊勢崎市放課後児童健全育成事業に関する条例（平成 2 7 年伊勢崎市条例第 2 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 3 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 3 2 号

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「電子資格確認」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

7 この条例において「資格確認書」とは、健康保険法第 5 1 条の 3 第 1 項に規定する書面をいう。

第 3 条第 5 項中「受療の際に減額認定証を提示しなかった」を「第 6 条第 2 項の提示をせず、若しくは表示をしなかったとき又は表示により食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの確認ができなかった」に、「金額は」を「金額について福祉医療費を」に改める。

第 6 条中「電子資格確認又は被保険者証等の提示」を「電子資格確認等、資格確認書の提示その他被保険者資格を確認できると認められる方法」に改め、同条後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 7 号に該当する者が、同条第 5 項各号に掲げる金額について福祉医療費の支給を受けようとする場合には、前項の確認を受ける際に、減額認定証若しくは資格確認書の提示又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）による表示により、食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの確認を受けなければならない（受療の際に食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。